S高等学校　令和7（2025）年度　自己点検・評価報告書

一、学校の概要

S高等学校は、令和3（2021）年4月に茨城県つくば市に開校した単位制・通信制（広域）高等学校である。平成28（2016）年4月に沖縄県うるま市で開校したN高等学校に続き、学校法人角川ドワンゴ学園が運営する2校目の広域通信制高校であり、同じく“ネットの高校”として、「IT×グローバル社会を生き抜く“総合力”を身につけ、世界で活躍する人材を育成する」という理念のもと、現在および将来のネット社会に対応した新しい教育の実践を目指している。校名には、SUPER・SPECIAL・SHINEなど、さまざまな“S”を生徒一人一人が見つけ、誰もが自分だけの“S”を創れるようにという想いが込められている。

この理念に基づき、日常的な学習はネットを活用して行っており、生徒は場所や時間の制約を受けることなく、各自に適したペースで学ぶことができる。さらに、すべての生徒が学ぶ高校卒業資格取得のための必修授業の他に、生徒の個性を伸ばし将来に繋げるさまざまな課外授業を提供しているのが大きな特長であり、大学受験対策やプログラミング、Webデザインや文芸創作など、多彩なコンテンツを揃えている。

また、冒頭の理念に掲げる“総合力”の育成のため、ネット上での学習や諸活動と同様にリアルでの体験・交流も重視し、その充実に努めている。全国の地方自治体等と連携した職業体験や、海外大学の国際教育プログラム、各分野の第一線で活躍する講師陣による特別授業や実践的な部活動の展開、AIやVRなど最先端の技術を使いこなす機会の提供などがその例である。こうした基本的な理念・運営方針はN高等学校、また令和7（2025）年度に新規開校したR高等学校と共通しており、正課授業の指導を除く、部活動や体験学習等の諸活動の多くをN高等学校・R高等学校と協働して行っている。N高等学校の開校以来培ってきたさまざまな知見やリソースを活かしながら、S高等学校の生徒にとっての「個別最適な学び」を実現するため、研究学園都市つくばの立地も活用した特色ある教育活動を目指している。

開校から5年目を迎えた令和7（2025）年度は、群馬県桐生市にグループ3校目となるR高等学校が開校した。N高等学校の開校からは10年目となり、初年度に約1,500名であった在籍生徒数は3校合わせて32,000名を超えた。その一人一人の“学びたい”という意欲に応えるため、生徒が自ら描く将来像に向けて、具体的な目標とその土台づくりをサポートできる運営体制の充実を図っている。

二、令和7年度の事業概況

令和7（2025）年度はN高等学校・S高等学校・R高等学校の3校体制となり、生徒数の増加に対応して、さらなる運営体制や組織の充実に取り組んだ。また、引き続き通学コースプログラムの受講ニーズに応えてキャンパスの新設を行うと共に、通学コースの学費負担軽減を図り、通学の選択肢へのアクセス性をさらに高めて、生徒・保護者の満足度向上を図った。進路支援においては、過去最高であった前年度の水準を維持し、94.24%の進路決定率を達成している。

（1）スクーリングの充実

通信制課程において、面接指導（スクーリング）は全国の生徒が一同に会し、協働的な学びを得るための重要かつ貴重な機会であり、日々検証を重ねながら相互交流による教育効果の向上を図っている。

教育課程の面では、生徒の主体的・協働的な学びを実現するため、すべての教科の授業でグループワークを導入し、加えて、スクーリング時の「交流施策」の充実にも努めている。スクーリング時に全員が参加するLHR（ロングホームルーム；ボードゲームやアイスブレイクなどの交流を通じ、コミュニケーション能力や考える力を育む）の他、「放課後オフ会（様々なブースの中から好きな活動を選び、集まった生徒同士での交流を図る）」や「テーマ別交流施策（進路イベント、ゲーム、運動、施設満喫など同じ興味・関心を持った生徒が集まる放課後「交流」を重視したスクーリング）」を企画運営し、生徒間の交流が深まり、同じ興味関心を持つ仲間づくり・友達づくりがしやすいよう工夫を重ねている。

令和8（2026）年度からはさらに発展的に、スクーリング毎に生徒が事前の目標設定と事後の振り

返りを行うプロセスを導入し、一人一人が成長実感を得て継続的・段階的に目標達成を目指せる仕組みとすることを予定している。

（2）通学コースキャンパスの拡大と経済的負担軽減

令和 7（2025）年度も、生徒・保護者及び入学希望者の要望に応えキャンパスの新規開設を継続した。4 月開設のキャンパスは 31 か所であり、通学コースのキャンパス数は全国 40 都道府県で 100 キャンパスとなった。これまでキャンパスを置いていなかった 9 県での新設により、居住地に関わらず通学コースを選択できる機会を拡大した。

同時に、通学コースのうち「週 1 日」コースの年間学費見直しにより最大 42%の負担軽減策を講じ、より多くの生徒に「仲間と一緒に学べる機会」と「自分の時間でやりたいことに集中する時間」を両立できる環境を提供した。通学コースキャンパスでは、通学コースのオリジナルプログラムの他、それぞれの立地や規模を活かした独自の取り組みにも注力し、生徒の主体的な活動や生徒間の交流の活発化を促すことで、教育効果を高めさらなる満足度の向上に繋げている。

（3）「定期テスト」の導入

これまで毎年、生徒の学力の定点観測のために任意の基礎学力診断を実施してきたが、令和 7（2025）年度よりすべての生徒に対して年 3 回の「定期テスト」を必須とした。これは単位認定試験とは別に、成績や単位には影響しないところで生徒自身が客観的に自己の学力や習熟度を知ることを目的としたものである。教職員も生徒の詳細な学力や学習状況を把握することができるため、学習や進路の支援に際して個別最適な指導に活用されている。

三、自己点検・評価の総評と課題

本校は、学校関係諸法令を遵守して学校運営を行っており、各種改正等を随時確認し、適切な運営体制を整えてきた。

令和 7（2025）年度も東京大学や京都大学をはじめ、国公立大学、主要私立大学の合格者を多数輩出することができた。また、通学コース生の大学合格者のうち 33.8%が総合型選抜入試での合格であり、キャンパスで実施している課題解決型学習や課外活動の経験、教職員の専門チーム制による多角的な支援が効果を上げていると考えている。4 月に開学した関連校である ZEN 大学にも多数の卒業生が進学している。

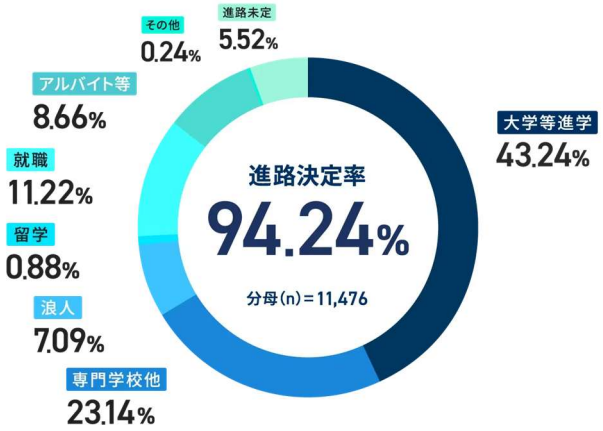
S 高等学校を含むグループ全体の特色である海外大学の合格者数は過去最多の 379 名、美術・芸術大学の合格者も前年比 4 割増の 102 名となった。専門学校進学者も含めて、それぞれの生徒が自身の目指す分野への進学を実現しており、就職についても同様である。

進路決定率は、過去最高となった前年度の 95.04%と同水準の 94.24%を維持しており、学園全体で生徒の希望や個性に応じた進路サポートを進めることができている結果と考えている。

今後も一人一人の個性に応じた多彩な教育を提供していくため、最新の技術を活用しながら、社会の動向と生徒のニーズを捉えたコンテンツの開発や、新たな学びの場の創設に努めていくことが重要と考えている。

自己評価の各項目と評価基準に対する評価結果は、五、各評価項目・基準に対する評価結果表を参照されたい。

【参考】2025 年度進路決定率　94.24%（対前年度－0.8 ポイント）



四、学校関係者評価

学校関係者評価として、生徒・保護者アンケート（2025 年度）の回答から主な結果を下記に示す。
学園全体への満足度については、引き続き 8 割に近い生徒が満足とし、入学して得られたものの上位に「将来の夢・目標」「新しい趣味・興味」「信頼・尊敬できる仲間・友だち」「信頼・尊敬できるメンター・職員」が挙げられている。学校生活の中で、生徒それぞれが信頼できる仲間や教職員とのコミュニケーションを通して新たな興味・関心を見出し、具体的な夢や目標を持って目指す将来・進路に向かって行動するためのサポートができた証と考えている。
また、保護者から見た満足度でも、引き続き 8 割近い回答者から満足との評価を得ており、個別の意見も踏まえつつ今後も生徒一人一人のための環境づくりに努めていく。
なお、令和 8（2026）年度以降は、地域関係者や卒業生等の意見を聴く機会も設け、新たな形での関係者評価を実施するための準備を進めている。

＜生徒による評価＞

学園の総合満足度	73.5%
学習に関する総合満足度	71.3%

入学して得られたもの

１位	将来の夢・目標
２位	新しい趣味・興味
３位	信頼・尊敬できる仲間・友だち

＜保護者による評価＞

総合満足度	76.3%

五、各評価項目・基準に対する評価結果

１．評価項目と基準の設定について
学校教育法施行規則第 28 条の 1 に規定する「学校に関係のある法令」並びに高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（令和 3 年 3 月、令和 5 年 2 月一部改訂）を参考に評価項目と基準を設定している。

２．評価について
A～C の 3 段階で表し、A：「評価基準を十分に満たしている」 B：「評価基準を満たしているがより改善の余地がある」 C：「評価基準を満たしていない」としている。

分類	評価項目	評価基準	評価	評価結果
1 学校の管理運営に関する事項	学校の理念	学校の理念・目的・育成する人材像等を明らかにし、社会の動向を踏まえたスクール・ミッションを有している。 上記に沿った運営方針が策定され、教職員間で共有されるとともに生徒及び保護者、関係者等に周知されている。	A	開校当初より、現在および将来のネット社会に対応した新しい教育の実践を志向して、「IT×グローバル社会を生き抜く“総合力”を身につけ、主体的に行動する人を育てる」という理念を掲げ、これに対応する 3 つのポリシーを策定し、Web サイトで広く周知・公表している。
	（1）教職員の配置等	①添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及び試験について、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員により行うことができるよう、教員配置を行っている。	A	添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及び試験は、各教科の教員免許状を有する実施校の教員が行っている。 高等学校通信教育規程の基準に則して適切な教員数を確保し、本校の他、学則に定める面接指導施設にも規模や状況に応じて教員を配置している。
		②不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うことができるよう、教員その他のスタッフの配置の充実を図っている。	A	教員業務の分業化により、生徒支援体制の充実を図っている。教科指導等（スクーリング授業、添削指導、試験）を行うチームと、日常的な生徒サポートや進路指導を行うチーム（当校では「メンター」と呼称）を編成し、生徒の指導にあたっている。全生徒にメインメンターを配置し、メインメンターを含む複数のメンターがチーム制で生徒を見守る「複数メンター制度」を敷き、メンター間やチーム間で情報共有しながら生徒一人一人にきめ細かな指導を行っている。 また、生徒はコミュニケーションツールの「Slack」、個々にアドレスを付与する学内メール（G メール）、電話（教職員には業務用携帯電話が支給される）と複数の手段を活用し、生徒がアクセスしやすい方法でコミュニケーションが取れるよう配慮している。 部活動・課外学習・学校行事等についても専門部署を置き、事務作業はリモートワーカーが担当す

				るなど、個々の教職員の負担軽減によって、生徒と向き合う時間を確保している。 養護教諭は本校の他に主要な面接指導施設にも配置し、面接指導中を含めて全国各地の生徒に寄り添うことができる体制としている。保健安全・生徒指導等を担当する専門支援部署には養護教諭の他、常勤の公認心理師、臨床心理士、社会福祉士などの有資格者、その他生徒指導の専門スタッフを配置し、個々の案件に対応している。 また、生徒が自身の状況や希望に応じて選べるよう内部の相談窓口を複数設け、外部のスクールカウンセラーやオンライン健康相談サービスとの提携等により、生徒が気軽に相談できる環境を整えている。 今後も生徒数の増加に応じて運営の検証と見直しを行いつつ、教職員間の適切な業務分担と協力を促す体制を築いていくことが重要と考えている。
		③事務職員の配置等による学校事務体制の整備に努めている。	A	生徒数の増加に対応して、採用・異動により経年的に事務職員の数を増やし、学校事務体制の整備に努めるとともに、順次システム化を進めて効率化を図っており、引き続き必要な改善を行っていく。
		④教職員の総合的な資質向上のため、適切な研修の機会が設けられている。	B	法人の行うコンプライアンス、情報セキュリティ、ハラスメント等の基本的な研修の他、新規入職教員に対するコンピテンシー研修、生徒・保護者対応スキル等の基礎研修に加え、進路指導や生徒指導に関する専門研修を定期的に行っている。 その他、新卒採用者が多いことから授業方法の研修や相互授業参観によるフィードバック等も実施している。また、外部機関が行う集合研修にも必要に応じて参加させ、継続的に教職員の資質向上の機会が得られるよう努めている。 なお、上記のようなベーシックなスキルに加えて、生徒の進路指導に対するコーチング力の向上を重要な課題と捉え、研修の充実に努めている。 2024 年度からは IT スキル研修（AI スキル研修）を開始しており、日々進展する AI の適切な使用・指導に関する知識を身につけることができるよう対策を講じている。
	（2）連携施設との適切な協力・連携関係の確保等	①協力校、技能教育施設、サポート施設（通信教育連携協力施設）と協力・連携を行う実施校の設置者は、これらの 連携施設との協力・連携について担当する教職員を配置し、定期的に訪問するなど、適切な協力・連携	A	協力校２校はいずれも同一法人の運営する高等学校であるため、適切な協力・連携関係を保つことが可能である。 面接指導会場として一時的に借用する他の学校の施設を除いて、自法人外の技能連携施設、学習等支援施設は置いておらず、すべて自法人が直接運営を行っている。

		関係の確保に努めている。		
		②連携施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを適切に行っている。	A	通信教育連携協力施設に分類される施設はいずれも自法人の直接運営であり（必要時のみ一時的に借用する会場を除く）、生徒が日常的な支援を受けるための外部の施設（いわゆるサポート校）は置いていない。 高等学校の学習範囲外の知識・技能を学ぶ提携スクール（いわゆるダブルスクール）との連携においては、提携に係る契約を締結し、担当の教職員を配置して定期的に情報交換の機会を設け、適切な運営が保たれる体制としている。
		③当該施設が高等学校通信教育規程第5条～10条の基準に適合することについて、確認を行っている。	A	面接指導会場として一時的に借用する他の学校の施設を除き、すべての施設が自法人の直接運営する施設であるため、法人の教職員が各施設に常駐し、日常的に施設の安全管理や修繕、施設設備の更新を行っており、法令・基準に即した人員・施設設備などが整っていることを確認している。
		④当該施設に在籍する生徒の履修状況の把握・確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務は、実施校の校長の監督のもと、実施校の教職員が行っている。	A	前項目の通り、一時的に借用する面接指導施設を除いていずれも自法人の直接運営であり、委託先の職員等が運営に関わることはない。生徒の履修状況の確認、成績評価や単位認定に関わる業務は、すべて実施校の校長の指揮監督下にある実施校の教職員が行っている。
		⑤「通信教育連携協力施設」ごとに、当該「通信教育連携協力施設」における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表している。	A	上記の通り、生徒の在籍する通信教育連携協力施設（学習等支援施設と位置付けられる通学コースの施設）はいずれも自法人の直接運営であり、各施設の責任者、実施校の責任者も参加する各種の連絡会議を組織している。 これにより、各施設ごとの活動状況を日常的に把握・評価しており、施設・設備の面でも法人のファシリティ担当部署と連携して必要な対策を講じている。
	（3）学校評価	①教育活動その他の学校運営の状況（通信教育連携協力施設ごとの状況を含む）について、少なくとも1年度間に1回、自己評価を行い、その結果を公表している。評価結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めている。また、教育活動その他の学校運営の状況	A	毎年度自己評価を実施し、その結果をWebサイトで公開している。また、評価結果に基づき運営や教育内容の改善に努めている。 教育活動や学校運営の状況については積極的に公開している。Webサイトのニュース・トピックスで随時発信するほか、卒業生の進路実績等についてネット中継を含む発表会を開催し、迅速かつ正確な情報公開に努めている。 また、外部機関からの取材や視察を受ける機会が年々増えており、教育活動に支障のない範囲で協

	に関する情報を積極的に公開している。		力して、学校の運営に関する情報公開の一助としている。
	②学校関係者評価の実施に努め、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めるとともに、必要に応じ、第三者評価を実施している。	B	学校関係者評価として毎年度生徒・保護者からの学習・生活面等のアンケートを実施し、その結果を公開している。また、学外の有識者によるアドバイザリーボードを置き、学校運営についての指導助言を得る機会を設け教育水準の向上に努めている。 なお、令和 8（2026）年度以降は、地域関係者や卒業生等の意見を聴く機会も設け、新たな形での関係者評価を実施するための準備を進めている。今後も個別最適かつ協働的な学びの充実を図るため、国内のみならず海外での取り組みにも目を向けつつ、第三者評価も含めた評価活動の在り方を検討していく所存である。
（4）情報公開	教育活動等の状況に関し、法令の規定に即して情報を公開している。また、情報の公表を目的とする Web ページ等を設けて、わかりやすく周知している。	A	情報の公表を目的とする Web ページを設けて、法令の規定に即した情報を広く一般に公開している。
（5）生徒の募集・受け入れ	①入学者の受入れは、実施校の校長の責任において適切に行われている。	A	当校で学びたいと願う志願者をできるだけ広く受け入れていきたいという方針の下、生徒の受け入れにあたって筆記試験等は行っていないが、規定の書類等を具備した志願者について、校長が最終的な承認を行い適切に運用されている。
	②編入学による生徒の受入れに当たっては、編入学を希望する生徒が在籍し、又はしていた教育機関について、法令上、編入学が認められるかどうかを確認するなど、適切に処理している。また、学期の途中に転入学・編入学を受け入れる際には、前籍校における学習状況等を十分に確認した上で、教育課程に関する事項を踏まえ適切な教育を行っている。	A	学校関係諸法令の他、学則及び教務内規に則り、転入学者・編入学者の受け入れを適切に行っている。
（6）施設・設備その他の管理	③実施校において、学校教育法施行規則第 28 条第 1 項各号に定める表簿等を備えるとともに、同条第 2 項に定める期間、適	B	学校教育施行規則第 28 条第 1 項各号に定める表簿等を適切に保管し、表簿類の多くは本部のシステム上で管理する体制としてセキュリティの強化と検索性の向上に努めている。情報セキュリティ

		切に保存し、生徒情報の適切な管理等に努めている。		に関する組織体制を整備し、研修やマニュアルについては随時見直しを行うなどセキュリティ確保のための努力を続けている。
		④実施校の教育課程の実施のために、関係法令に則して必要な面積・施設・設備が整備されている。 また、災害等の非常事態に備えて危機管理に関する体制が構築されている。	A	学校関係諸法令並びに茨城県の定める「私立高等学校通信制課程の設置及び運営等に関する要項」に則して、教室・職員室・図書室・保健室・体育施設（運動場）その他の教育活動に必要な施設を整備しており、面接指導実施施設についてもこれに準じて整備している。 災害等の非常事態に備えては「危機管理マニュアル」を策定し、非常時の連絡体制等を定めている。また、これに基づいて緊急時対応手順、課外活動等の保健安全管理、感染症対策、不審者対応等の個別事案に関するマニュアルを作成・周知している。
	（7）高等学校等就学支援金	高等学校等就学支援金に関する事務を適正かつ確実に執行するとともに、生徒募集等にあたって、授業料や高校生等奨学給付金、その他の奨学金等の申請方法を含めた取扱いについて適切に説明した上で表示している。	A	就学支援金については、Web サイト、学校案内（パンフレット）、募集要項に説明を掲載した上で、入学説明会や個別相談時にも説明している。また、入学確定後も、専用の案内書類を作成して周知しており、生徒・保護者からの問い合わせには専任の事務職員が対応する体制を整えている。 2026 年度からの所得制限の撤廃による実質的な「高校無償化」に向け、生徒・保護者へのより分かりやすい説明や手続の簡略化（制度そのものに関わらない範囲）について引き続き検討を進めていく。
2 教育課程等に関する事項	（1）教育課程の管理	①教育基本法、高等学校学習指導要領等の教育課程に関する法令等に従い、適切な教育課程を編成している。	A	高等学校学習指導要領等の教育課程に関する法令等に従って教育課程を編成し、学則別表に定めている。 令和 4（2022）年度の新学習指導要領に対応した新教育課程を編成、適用している。
		②教育課程の実施に当たっては、指導要領及びその解説を踏まえ、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「教科・科目等」という。）のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材（教科用図書等）、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を作成している。	A	学則及び教務内規に従い、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動について、年間指導計画、教科用図書配当表、通信教育実施計画、面接指導案を定めて学習指導を実施している。
		③「通信教育実施計画」を作成し、生徒に対してあらかじめ明示するとと	A	作成した通信教育実施計画は生徒に明示するとともに、教育情報とあわせて Web サイトで広く一般に公開している。

		もに、広く一般に公開している。		
		④学習評価に当たっては、それぞれの教科・科目等のねらいや特性を勘案して、具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫している。	A	学則及び教務内規で具体的な成績評価（評定）の基準と方法を定め、評価を実施している。 成績評価（評定）の基準については、生徒に配布する「学習ハンドブック」にも掲載し周知している。
		⑤単位修得の認定は、教員が行う平素の学習評価に基づいて、最終的に校長が行っている。校長は、学校があらかじめ定めた卒業までの修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果が目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定している。	A	学則及び教務内規に従い、教員が行う平素の学習評価を踏まえて、学校長が単位習得の認定および課程の修了の認定を行っている。
		⑥指導と評価に当たっては、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に意を用いなければならないことを踏まえ、通信制の課程においても、これに基づき適切な教育が実施されるよう教育活動の工夫を図っている。	B	本校では、ネットを活用した学習システム によって、生徒の個々の学習状況に応じ た個別最適学習を追求している。 小中学校の復習から難関大学受験対策までの 学習コンテンツを整備し、生徒の個々の 学習状況によって、分からないところや苦手なところは繰り返し学習でき、教職員は生徒の学習履歴を把握できる仕組みによって、基礎的な知識及び技能を習得させる指導と評価を行うことができる。 他方、この知識及び技能を活用して課題 を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を身につけることに関しては、生徒が任意で受講する職業体験等の体験型学習や各種課外活動はもとより、面接指導においても全教科においてグループワークを導入している。
		⑦集団活動の場として欠かすことのできないホームルーム活動をはじめとした特別活動の重要性に鑑み、年間指導計画に基づき、特別活動について卒業までに 30 単位時間以上指導している。	A	特別活動についても年間指導計画と面接指導案を策定し、映像学習と面接指導により年間 10 単位時間ずつ 3 年間に振り分け、卒業までに 30 単位時間の指導を行っている。 映像学習では学年別に主に卒業後の進路やキャリア形成に関する知識を学び、面接指導では主にグループワークを通して、自身の意見を正しく他者に伝える方法や、他者との協働の在り方を学ぶ内容としている。自己理解・課題解決力・探究力をより確実に身につけさせるため、特別活動・総合的な探究の時間にスキル学習・課題解決・グループワークを取り入れ、理解度・満足度の向上を図っている。

				また、面接指導時の課外活動の時間として交流施策を設け、同じ興味関心を持つ生徒の交流や生徒間のコミュニティ形成機会の創出に努めている。その結果、面接指導に対する満足度の向上にもつながっており、集団活動の場としてさらなる充実を図っている。
	（２）添削指導	①添削指導を通じて生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性とつまずきを的確に捉えて指導している。	A	添削指導は、オリジナルの学習システム上で行っている。生徒は定められた期限までに各自のペースで添削課題に取り組み、教員は生徒の学習状況をリアルタイムに把握した上で、提出された添削課題にフィードバックコメントを返す仕組みとなっている。また、生徒が任意で参加できる「レポートサポート CH」も設け、学習のフォローを行っている。 これらの仕組みにより、教員は生徒の思考の方向性とつまずきを的確に捉えることができるようになっており、個々の状況に応じた指導に努めている。 各学年とも CBT 方式による基礎学力診断（任意）を推奨し、生徒の学習状況の把握と日々の学習指導・進路指導に役立ててきたが、2025 年度より全生徒が必ず受ける定期テスト（成績には関係せずあくまで自己の学力状況の把握と伸長を図ることを目的としたもの）を開始し、より詳細に学力や学習状況を把握して個別最適な指導に役立てている。
		②添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。	A	添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。
		③指導要領において定める添削指導の回数の標準を踏まえて、各教科・科目における添削指導の回数を十分確保している。	A	学習指導要領の標準を踏まえ、学則別表の教育課程表に添削指導回数も定めて、添削指導の回数を十分に確保している。
		④マークシート形式のように機械的に採点ができるような添削課題や、択一式のみの問題で構成される添削課題とならないようにしている。	A	各教科・科目の添削課題は、添削課題１回あたり、択一式問題 20%、記述式・論述式問題 80%で構成しており、適切である。
		⑤年度末や試験前にまとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行わず、年間指導計画に基づき、計画的に実施している。	A	学則及び教務内規に従って通信教育実施計画を定め、年間を通じて計画的に添削指導を実施している。 毎年、上記計画に基づく添削課題の提出期限を生徒に明示しており、１科目あたり月に１～２回の添削課題を提出させている（教科・科目により異なる）。 また、本校の学習システムでは、映像授業と確認テスト及び添削課題が連動しており、ある単元に

				おいて、映像授業の視聴と確認テスト（不合格の場合は再提出）を繰り返し行って初めて当該回の添削課題に取り組むことができる仕組みとなっている。添削課題が 30 点未満の場合は復習の上で再提出が必要であり、必然的に年間にわたる計画的な学習が求められる制度設計となっている。
		⑥添削課題には、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や、自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載している。 ※正誤のみの指摘、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載などの不十分・不適切な指導を行っていない。	A	各教科・科目とも正誤だけではなく解答・解説が付され、かつ各回の添削課題毎に教員の説明やアドバイスを含むフィードバックコメントが付された上で返却される。
		⑦生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えている。	A	生徒は、学習システム上から添削指導等について随時質問することができる。また、上述したレポートサポート CH においても質問することが可能である。
	（3）面接指導	①面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における基幹的な部分であり、その重要性に鑑み、絶えず改善に努めている。	A	毎年度、全教科について面接指導案を策定し、面接指導を実施している。 面接指導案は、生徒の学習状況を考慮し、各教科の担当者で構成される教科会議での検討を経て、毎年改訂が加えられている。 N中等部の 「21 世紀型スキル学習」のエッセンスを取り入れた特別活動や、通学コースで実施している PBL の要素を取り入れた総合探究などでグループワークを導入してきたが、各教科の面接指導でも本格的にグループワークを実施している。
		②面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。	A	面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。

		③学習指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて、各教科・科目における面接指導の単位時間数を十分確保している。 面接指導の授業の1単位時間を弾力的に運用する場合でも、1単位時間を50分として計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数を十分確保している。	A	学則別表及び教務内規において、面接指導の1単位時間を50分と定め、面接指導を実施している。 実際の面接指導は1コマ40分で実施しているが、上記で定めた1単位時間50分で換算した時間数を面接指導のコマ数を確保している。
		④面接指導においては、個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づいて計画的、体系的に指導している。 自宅学習を行う上で必要な基礎的・基本的な知識についての指導、個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮しその後の自宅学習への示唆を与える指導を行っている。	B	教務内規に定める通り、生徒の学習状況に応じた指導、並びに学習意欲を喚起し、その後の生徒の自学自習の糧となるような指導に努めている。 前述の通り、個別指導については添削指導で十分に対応できるシステムを有しているため、面接指導ではグループワーク等の集団ならではの指導や、学習意欲を喚起するような指導に力点を置いている。 面接指導の満足度は高い水準を維持できているが、基礎的な知識・技能を基にした課題解決能力を養うため、各教科の面接指導においても本格的にグループワークを導入している。
		⑤通学コースにおける教育活動と、指導要領等に基づき実施される面接指導とは明確に区別されるものであり、面接指導は上記の事項も踏まえ、指導要領等の法令等に基づき実施している。	A	Webサイトや学校案内（パンフレット）でも明示しているとおり、本校の通学コースのカリキュラムは、指導要領等に基づく面接指導とは明確に区別されており、通学コース独自のプログラムとして「プロジェクト学習」「プログラミング学習」「外国語学習」等を実施している。 通学コースのキャンパスは「学習等支援施設」の位置づけであり（面接指導施設として認可を受けているキャンパスを除く）、面接指導は、これらのプログラムとは全く別に、本校または学則に定める面接指導施設等で実施している。
	（4）多様なメディアを利用して行う学習	①メディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。	A	メディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。
		②多様なメディアを利用して行う学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水	A	メディア学習は、教科書の内容を逐条的に解説する動画もしくはこれに準じて制作した本校オリジナル動画を用いており、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮している。

		準の確保に十分配慮している。		
		③多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数という。」）の一部免除を行うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合である。	A	先述の通り、本校の学習システムでは、映像授業と確認テスト及び添削課題が連動しており、ある単元において、映像授業の視聴と確認テスト（不合格の場合は再提出）を繰り返し行って初めて当該回の添削課題に取り組むことができる仕組みとなっている。 各教科・科目の映像授業時間数は、減免する面接指導時間数以上の時間数で構成されている。 1回あたりの確認テストは、択一式問題と記述式問題、もしくは択一式問題と記述式問題及び論述式問題で構成されており、教科・科目により異なるが、1科目あたり25回～120回程度の確認テストに合格する必要がある。 当該科目の映像授業を視聴し、確認テストに全て合格し、添削課題を全て提出した場合（30点未満の場合は復習の上再提出）に、当該科目の面接指導の必要時間数が減免される。
		④面接指導時間数の免除は適切に行われている。	A	学則及び教務内規で、面接指導時間数の免除は原則10分の6を上限としている。 なお、生徒の心身の状況、経済的な状況等の特に配慮すべき個別具体的事情がある場合は、申請により10分の8の減免を認める場合がある。
		⑤生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう十分配慮しなければならない。	A	（4）③で述べたとおり、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう十分配慮して、学習時間及び課題を設定している。
		⑥生徒の面接指導等時間数を免除する場合、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するといった不適切な運用を行っていない。	A	教務内規に定めるとおり、各教科・科目の映像授業時間数は免除する面接指導時間数以上の時間数で構成されている。
	（5）試験	①試験は実施校の教職員の監督下で適切に実施し、その採点基準の作成及び評価は各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。	A	試験は実施校の教職員の監督下で適切に実施し、その採点基準の作成及び評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。
		②試験は、通信制の課程で行う教育の一部であり、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認	A	試験は、本校または学則別表に定める面接指導施設において、本校の教員の監督の下で実施している。

		定するために個々の生徒の学習内容の定着状況等を測るための手段であることを踏まえ、自宅試験の方法で行ったり、全ての教科・科目等において自由な成果物の提出により試験の替わりとしたり、試験問題が毎年同じであったりするなどの不適切な試験が実施されることがないよう、留意している。なお、コンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施する場合であっても、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築するなど、実施校の適切な監督下で実施している。		試験問題は毎年度改訂しており、1科目あたり択一式問題 20%、記述式・論述式問題 80%で構成されている。
	（6）学校指定教科・科目、総合的な学習／探究の時間	①学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、年間指導計画に基づき、資格のある教員が指導要領等に則り適切に実施をしている。特に、単なる体験活動の実施を単位認定するような運用や、生徒の学習状況の把握及び評価が十分に行われないまま実施されるような運用は不適切であり、高等学校教育の目標及びその教育水準の確保等に十分配慮している。また、学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において適切に定めている。	―	本校では、学校設定科目を設けていない。
		②総合的な学習の時間の添削指導の回数については、指導要領の規定を踏まえ1単位につき1回以上を確保した上で、学習活動に応じ適切に定めている。	A	学則別表に定めるとおり「総合的な学習（探究）」の添削指導回数については、1単位につき1回以上を確保している。

		③総合的な学習の時間における面接指導の単位時間数については、指導要領の規定を踏まえ、観察・実験・実習、発表や討論などを積的に取り入れるためには、面接指導が要となることを踏まえ、1単位につき1単位時間以上を確保した上で、学習活動に応じ適切に定めている。	A	学則別表に定めるとおり「総合的な学習（探究）」の面接指導回数については、1単位につき1単位時間以上を確保している。
3 生徒支援	学習支援・生活支援・進路支援	個々の生徒の学力や進路希望に応じた学習支援体制が構築されている。 不登校や中途退学経験者、特別な配慮を必要とする生徒への日常的な支援体制が整備され、充実に努めている。 その他、特色ある活動を行っている生徒のニーズに応じ、適切な支援が行われている。	A	教職員配置の項目でも記載の通り、専門スタッフを含めたチームによるサポート体制を整えている。さらに、個々の生徒の学力や進路、また多様な背景に応じた適切な支援が行われる組織づくりとその充実に努めている。2025年度の進路決定率は94.2%と、過去最高となった昨年度と同水準を維持しており、生徒数増加の中でも引き続き適切な支援を行うことができていると判断している。 今後も、多様な背景を有する生徒それぞれに適した学びの場を提供し、自己実現に導くため、不断の研究と実践を重ねていくことが必要と考えている。
4 その他特色ある教育活動	特色ある教育活動	学校の理念や目的を達成するために、社会の動向や生徒のニーズを捉えた特色ある教育活動を行っている。	A	大きな特色として、生徒が任意で受講できる、多種多彩な課外授業の展開があげられる。 生徒は各自の志向や将来の目標に応じ、ネット上で受講できる双方向の大学受験対策授業、プログラミング授業、Webデザイン授業や文芸小説創作授業などのさまざまなコンテンツを受講することができ、その数は300種類以上である。 また、令和3（2021）年度以降、バーチャル技術を活用した学びを本格的に導入しているが、課外活動だけでなく教科学習においても最先端の技術による新たなコンテンツ開発に取り組み、履修可能なバーチャル授業は6,000本超にのぼる。 ネット以外のリアルな体験プログラムとしては、職業体験や海外大学の国際教育プログラムに加え、起業を支援する起業部、実際に株式投資を行う投資部、政治家から直接講義を受けるなど政治リテラシーを高める政治部、大学教員等の研究者のアドバイスのもと、さまざまな学術領域についてより深く探究する研究部、生徒のプレゼンテーションイベント「NED」などの超実践的な活動も用意している。生徒の実践の後押しという点では、「生徒自身が決めて本当に実行できる生徒会」をコンセプトとする生徒会の第4期役員が選任された。全国の生徒の投票により選ばれた全国7地区の「地区代表役員」と5つの委員会の「委員会代表役員」から役員内での議論により生徒会長1名・副会長3名を選出する形をとり、24名

				の生徒会役員を中心に総勢500名を超える生徒組織として活動している。主権者教育の一環としても、よりよい組織運営のあり方について生徒と共に検討を重ねていくことが必要と考えている。 開校以来、生徒一人一人への「個別最適な学び」を追求してきた結果として、進路決定率は、過去最高となった前年度と同水準の94.2%を維持し、本年度も、東京大学・京都大学をはじめ、国公立大学や主要私立大学の合格者を多数輩出した。グループ全体の特色である海外大学の合格者数は過去最多の379名、美術・芸術大学の合格者も前年比4割増の102名となった。通学コース生の大学合格者のうち33.8%が総合型選抜入試での合格であり、キャンパスで実施している課題解決型学習や課外活動の経験、教職員の専門チーム制による多角的な支援が奏功していると考えている。4月に開学した関連校ZEN大学への進学者も多く、新たな学びを、場所や時間の制約を受けず、自分に適したペースで継続できる環境を望む生徒の大きな選択肢となっている。専門学校についても引き続き生徒自身の志望に沿った多様な分野へ進学できており、就職についても、生徒それぞれが目指す様々な分野への就職が実現できている。 進路支援の充実に向けては、新たに全生徒に対して「定期テスト（成績には関係せずあくまで自己の学力の伸長を図ることを目的としたもの）」を必須化し、より詳細なデータの把握と、これを元にしたきめ細かい支援につなげている。